

## 防府市一般廃棄物最終処分場の搬入基準

平成25年11月18日制定

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条及び防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第9条に規定する一般廃棄物の搬入基準のうち、防府市一般廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)における一般廃棄物の搬入に関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 遵守事項

最終処分場に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設搬入にあたって、車両事故、労働災害及び施設破損等を防止するため、処理施設内の標識及び施設係員の指示に従うなど処理施設の安全基準を遵守すること。
- (2) 施設搬入にあたって、廃棄物の飛散・流出等がないようにすること。  
また、廃棄物を飛散・流出させた場合は、自らその清掃を行うこと。

### 2 搬入車両等の基準

最終処分場に搬入できる車両等の基準は、次の各号のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合は、その限りでない。

- (1) 最大積載重量10トン以下の車両
- (2) 車両寸法が全幅2.6m以下、全長8m以下、前輪中心から後輪中心までの距離(ホイールベース)が5.5m以下の車両

### 3 処理施設への一般廃棄物の受入中止

市は、次の各号に該当するときは、最終処分場への一般廃棄物の受入を中止することができる。

- (1) 処理施設の定期点検整備を実施するとき。
- (2) 処理施設の設備の故障等により、廃棄物の受入ができなくなったとき。
- (3) 気象警報が発表されるなど荒天等により廃棄物の受入に支障が生じる恐れがあると判断したとき。

### 4 最終処分場に搬入することができるもの

最終処分場に搬入することができる一般廃棄物の主要な品目とその搬入条件等は、別表第1のとおりとする。

## 5 最終処分場で処理できないもの

最終処分場で処理できないものの処理困難物の例示は、別表第2に掲げるものとする。

## 6 搬入基準の変更

この搬入基準は、法改正、条例改正、搬入廃棄物の性状の変化などの社会情勢に合わせて原則1年に1度見直しを行うこととする。

### 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 最終処分場に搬入できるもの

廃棄物の種類	例示品目等	搬入条件等
燃え殻類	焼却灰等	飛散しないよう必要な措置を講じたもの
陶磁器・ガラス類	食器、板ガラス、灰皿、花びん、ガラス、電球、植木鉢等	破碎されて、中空状態でないもの 1辺の長さが30cm以下のもの
コンクリート類 (がれき類)	コンクリートの破片、ブロック、レンガ、タイル等	1辺の長さが30cm以下のもの 鉄筋等の異物を取り除いたもの
しゅんせつ汚泥等	河川等のしゅんせつに伴って生ずる汚泥その他これに類するもの	草(汚泥等と分離することが困難な草の根を除く。)、木、廃木材類等が混入していないもの

備考1 産業廃棄物に該当するものは除く。

- 2 この表に記載がない場合においても、廃棄物の処理状況等から搬入量や搬入形状等の制限を行うことがある。
- 3 この表に該当するものがない場合又は同一品目を大量に搬入する場合は、クリーンセンターに直接連絡し、その指示に従うこと。

別表第2 最終処分場で処理できないもの

区分	例示品目等
防府市以外で発生したもの	
有害性のあるもの	農薬、劇薬、殺虫剤、漂白剤等の薬品類
危険性のあるもの	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器等
引火性のあるもの	石油、廃油、火薬、塗料等
著しく悪臭を発するもの	汚物が著しく付着したもの等
特別管理一般廃棄物	P C Bを使用した部品、感染性廃棄物等
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫
処理施設で処理することが困難な形状のもの	タイヤ、金庫、農機具、魚網、自動車部品、原動機付自転車、繊維強化プラスチック（FRP）の製品、グラスウール・ロックウール、太陽熱・電気温水器、石綿・石綿含有の製品、ピアノ、浴槽、フェンス、門扉等
社会通念上、廃棄物として処理することに支障があるもの	仏壇、仏具、神具等

備考1 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、危険ごみ及び資源ごみは、最終処分場では受け入れない。

2 この表は、主要な品目について例示したものであるため、詳細については、クリーンセンターに直接連絡し、その指示に従うこと。